

令和6年 第1回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和6年2月21日

筑西広域市町村圏事務組合

令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (2月21日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
諸般の報告	3
開 会	4
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
管理者提出議案の報告	5
議会運営委員会委員長の報告	6
会期の決定	6
管理者の招集挨拶	7
一般質問	9
1. 平 陽子君	9
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	14
議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決	19
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	21
閉会中の継続審査の申し出について	32
閉 会	32

令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和6年2月21日（水）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部改正について
（2案一括上程）
- 日程第 5 議案第4号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	仁平	実君	2番	風野	和視君
3番	水柿	美幸君	4番	森	正雄君
5番	小倉	ひと美君	6番	保坂	直樹君
7番	土田	構治君	8番	平	陽子君
9番	軽部	徹君	10番	潮田	新正君
11番	林	悦子君	12番	稲川	新二君
13番	仁平	正巳君	14番	堀江	健一君
15番	秋山	恵一君	16番	榎戸	甲子夫君
17番	赤城	正徳君	18番	大里	克友君
19番	立川	博敏君	20番	稲葉	里子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤	茂君	副管理者	小林	栄君
副管理者	大塚	秀喜君	常任幹事	渡辺	好浩君
常任幹事	山中	健司君	常任幹事	柴山	兼光君
会計管理者	板谷	典子君	事務局長	早瀬	道生君
事務局参事兼 企画財政課長 兼県西総合理 兼公園管務所 事務局長	広瀬	浩孝君	事務局契約 管財課長兼 きぬ聖苑場長	岡崎	瑞穂君
環境センター 所長	藤田	英明君	消防本部長	市村	正明君
消防本部長	高橋	誠一君	消防本部長	石島	英明君
消防本部長	中山	一美君	消防本部長	仁平	昇君
消防本部長	松田	雅隆君	筑西市市長 秘書課長	新井	隆一君

職務のため出席した者

事務局次長兼 総務課長兼 筑西遊湯館長	須藤	正明君	事務局総務課 総務グループ 課長補佐	田口	俊幸君
事務局総務課 総務グループ 主事	菊池	裕樹君			

◎諸般の報告

○議長（稲川新二君） 皆様、おはようございます。議会開会に先立ちまして、諸般の報告について事務局より発言を求められておりますので、これを許します。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 改めまして、おはようございます。事務局長の早瀬です。冒頭よりお時間いただきますことをお許し下さい。本定例会開会に当たり2点ほどご報告申し上げたいと存じます。

まず1点目です。現在の組合議会本会議における執行部の出席者ですが、事務部局においては事務局長ほか担当課長が出席しているのに対し、消防部局においては、消防長及び消防次長の2名の出席となっております。そこで、事務部局との均衡を図るため、今定例会より新たに消防本部の4課長が出席することとなりましたので、報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、本日配付いたしております地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者、こちらをご参照下さい。

次に、2点目です。組合議員の皆様には、去る令和5年12月1日付にて、当組合、管理者の事務局職員4名に対し懲戒処分を行った件について文書にて報告させていただきましたが、本定例会開会に当たり改めて報告申し上げたいと存じます。

各事案いずれも圏域住民の信頼を大きく損なうものであり、ここに謹んでおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、各事案の概要及び処分内容を説明させていただきます。

まず1人目の事案です。本事案における非違行為の概要ですが、被処分者の筑西遊湯館前館長は、令和4年5月16日から令和5年6月12日の期間、勤務する筑西遊湯館において合計8回、延べ17時間45分、正当な理由なく勤務を欠いた上、こうした職場離脱の際、その行為を隠蔽するため、部下に対し虚偽報告やタイムカードの不正打刻を指示する等のハラスメント行為を行いました。

また、令和元年度には、事務局企画財政課の女性職員に対し、髪の毛や体に接触する等のセクシャルハラスメント行為を行っておりました。

さらに、令和3年度は、関係する管理職職員との業務連携、積極的な意思疎通をせず、直接他の所属部課所の職員に対し、職域を超えた指導を行うなど、指導監督者として適性を欠いた行為かつ職場の秩序を乱す行為を行っており、そのほか令和5年度には、予算を上回る備品を購入の際、不足分について、実際は購入することのない消耗品を架空に購入したように処理するよう、取引業者に指示をするといった不適正業務を行ったことから、停職6か月、主幹への降任降格処分を行いました。

次に、2人目の事案です。本事案における非違行為の概要ですが、被処分者の事務局総務課前係長は、平成29年度から令和元年度にかけ、組合が運営する施設の運転管理を委託している業者の社員に

対し、暴言、威嚇等パワーハラスメント行為を繰り返し行い、さらには令和2年度及び3年度に、職場内において上司に対して同様の行為を繰り返し行い、委託業者及び組合組織内の規律を乱し、それぞれの職場環境を悪化させたことから、停職6か月の処分を行いました。

さらに、3人目の事案です。本事案における非違行為の概要ですが、被処分者の環境センター基幹改良等推進室長は、平成29年度、部下に対し暴言等のパワーハラスメント行為を行いました。

また、関係する管理職職員との業務連携、積極的な意思疎通をせず、指導監督者として適性を欠いた行為かつ職場の秩序を乱す行為を行っており、そのほか令和2年度及び3年度において、部下の行ったパワーハラスメント行為に対し適正な指導を怠ったことから、減給10分の1、1か月、課長補佐への降任降格処分を行いました。

なお、これらの処分理由、根拠ですが、地方公務員法第29条第1項第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者としてふさわしくない非行のあった場合」に該当する行為であることによります。

また、組合が準用する筑西市職員の懲戒処分等の基準におきましては、複数に及ぶ非違行為に該当する明確な基準、当てはまる事例がありませんでしたので、人事院における懲戒処分の指針、基本事項に定める「動機若しくは態様が極めて悪質であるとき」ほか、「処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき」に該当する事案であることを勘案し、当組合職員分限懲戒等審査委員会において、加重する処分が科せられることとなりました。

そして、管理監督者に対する処分ですが、それぞれの事案発生時における上司に対し、1名を戒告処分とし、6名を訓告又は嚴重注意措置といたしました。

また、消防本部においても、同日付にて、戒告処分とする事案が1件ありました。戒告処分は、組合が準用する筑西市の懲戒処分の公表基準により、概要等詳細の内容は公表の対象外となっていますので控えさせていただきたいと存じますが、事案があった旨併せてご報告させていただきます。

最後になりますが、組合では、再発防止対策といたしまして、まず初めにこのたびの処分に併せ、健全で良好な職場環境の確保を目的に組織の改編を行い、また幹部職員を臨時に招集し、法令遵守と綱紀粛正の指導を徹底いたしました。

今後は、服務規律や公務員倫理についての意識づけを徹底させるための研修を実施するなど、再発防止に努め、圏域住民の皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組む所存です。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（稲川新二君） 以上で報告を終わります。

◎開会の宣告

○議長（稲川新二君） これより令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時08分）

◎開議の宣告

○議長（稲川新二君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲川新二君） 初めに、会議規則第73条の規定により、会議録署名議員に6番、保坂直樹君、14番、堀江健一君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（稲川新二君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（稲川新二君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第168号

令和6年2月21日

組合議会議長 稲川新二 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和6年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

（令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

議案第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部改正について

議案第4号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（稲川新二君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月14日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、赤城正徳君。

〔議会運営委員会委員長 赤城正徳君登壇〕

○議会運営委員会委員長（赤城正徳君） それでは、議会運営委員会委員長報告を行います。

令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る2月14日、議長出席の下、議会運営委員会を開催しました。その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定しております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、議案第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。

日程第4は、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について並びに議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部改正についての2案を一括上程するものであります。

日程第5は、議案第4号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算であります。

日程第6は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、マスクの着用については、各議員の判断に委ねるものとし、執行部においては、発言の際に外すものとしたします。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては、皆さんの特段のご協力をお願い申し上げます。ご報告に代えさせていただきます。

○議長（稲川新二君） 以上で報告を終わります。

◎会期の決定

○議長（稲川新二君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（稲川新二君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。ちょっと長うございますので、早口で行かせていただきます。

議員の皆様におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、事務局長からご報告いたしました組合職員の不幸事に関しましては誠に遺憾であり、議会及び関係各位に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、心からおわびを申し上げる次第でございます。今後は、圏域住民の皆様のご期待に応えるべく職務に精励させるとともに、さらなる綱紀の粛正に努めてまいりますので、特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、組合の事務事業につきましてご報告申し上げます。

まず、筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和5年12月末現在の利用者総数は13万6,124人で、前年同期と比較し約15.8%増加しており、1日当たりの利用者総数につきましても72人増加しております。

今後、大広間を多目的スペース化し有効活用することで、来館者の利用促進及び利便性の向上を図り、よりよい憩いの場として提供できるよう努めてまいります。

次に、県西総合公園につきまして、令和5年12月末現在の来園者総数は24万280人で、前年同期と比較し約1.3%の増加となっております。

今年度の事業につきましては、植栽管理を柱として、施設管理は順調に推移しており、伐採木や落ち葉を無償で希望者へ提供するなど、限りある資源を有効に活用し、処分費用の軽減に努めてまいります。

また、茨城県の事業といたしましては、3年間にわたるテニスコートの人工芝張替え工事が2月末をもって完了し、さらに駐車場の拡張工事も実施されます。今後も来園者が安心、安全に利用いただけるよう、環境整備及び管理運営を行ってまいります。

次に、環境センターでございます。

まず、し尿処理施設につきましては、令和5年12月末現在のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量が前年同期と比較し1.36%の減となっております。要因といたしましては、公共下水道の整備や人口減少によるものと推察されるところであります。

続いて、ごみ処理施設におけるごみの搬入量は、前年同期と比較し0.4%の増加となっております。

事業系のごみは減少しておりますが、家庭ごみが約1.2%増加しており、要因といたしましては、物価の高騰などの影響により家で過ごす時間が増加したことに伴い、家庭から出るごみも増えたものと推察されるものであります。

また、原油や資源価格の高騰により、維持補修工事等への影響が懸念されておりましたが、関係各位の協力もあり、今年度の業務につきましても順調に遂行できている状況でございます。

さらに、基幹的設備改良工事につきましても、全工程に対する進捗率が44.7%に達しており、おおむね順調に進んでおります。

今後も、施設の延命化を図り、突発的な故障などに適切に対処し、圏域住民の生活環境における安心の確保に努めてまいります。

次に、きぬ聖苑でございますが、令和5年12月末現在の火葬件数は2,060件で、前年と比較すると26件減少しておりますが、火葬件数としては過去最高に近い件数となっております。なお、火葬件数が増える11月から3月につきましては、これまでと同様に火葬の受付を1枠増やしまして、1日15件の受入れ体制を継続しております。

斎場利用につきましては、前年と比較し43件の減少となっておりますが、要因といたしましては、通夜式を行わない葬儀の簡素化が影響していると推察されるところであります。

また、きぬ聖苑につきましては、4月からの指定管理者制度移行に向けて、事務引継ぎ等の業務を進めているところでございます。

次に、消防関係でございます。

火災、救急等の状況につきましては、令和5年中における管内の火災件数は102件でありました。そのうち建物火災は50件であり、前年と比較し15件の増加となっております。建物火災の出火原因としては、電気装置・機器と配線器具からの出火が合わせて11件と最多となっておりますが、あらゆる広報媒体を通じて引き続き火災予防の啓発に努めてまいります。

また、救急出場件数は増加の一途をたどっております。令和5年中の出場件数は1万412件と前年と比較し891件の増加となりました。高齢者の救急搬送や循環器・脳疾患等高度な処置を必要とする傷病者が増加の傾向にありますが、医療機関との連携をさらに強化するとともに、救急業務の一層の充実を図ってまいります。

消防車両購入事業では、筑西消防署川島分署の救急車両を更新し、災害対応特殊救急自動車として昨年12月から運用を開始しており、緊急消防援助隊新規登録車両として、大規模災害発生時においても活動することになります。

また、令和6年度は災害活動後方支援車両を配備することで、被災した圏域住民の一時避難や隊員の活動支援、長期的な活動拠点形成などの対応が可能となることから、効率的、効果的に災害活動の質の向上を図ってまいります。

このたびの能登半島地震において、茨城県からの緊急消防援助隊派遣の要請はございませんでした

が、首都圏や関東地区においても大規模地震発生リスクは高まっていると言われております。消防本部としては、各市の防災部局、県内外の消防本部など関係機関と連携を密にし、震災時の情報共有を充実させることで、包括的で効果的な震災対応能力の強化を図ってまいります。

そして、本年夏には桜川消防署新庁舎が完成いたします。供用開始に向け順調に進捗しており、筑西広域東部地区の消防、防災拠点の核として、より地域に密着し、防災対策、消防力の充実強化に努めてまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今定例会の提出案件について申し上げます。

補正予算議案が1件、条例議案が2件、令和6年度予算議案が1件の合わせて4件でございます。

議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては各担当から説明いたしますので、十分にご審議の上、ご賛成賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（稲川新二君） 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての議員の発言は、答弁を含め45分以内、質問回数は、一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

また、議案質疑については総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、通告に従い発言を許します。

8番、平 陽子君。

〔8番 平 陽子君登壇〕

○8番（平 陽子君） 皆さん、おはようございます。それでは、議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問させていただきます。一問一答方式で質問させていただきます。筑西広域市町村圏事務組合定例議会では初めての質問で、少し緊張しております。

ごみの減量化について質問をすることにしました。ごみの減量化の質問をしようとしたきっかけは、昨年9月に参加した組合議会研修での施設見学です。消防本部、筑西遊湯館、環境センター、きぬ聖苑の4施設を見学してきました。特にごみ処理施設の環境センターは、私たちの日常の生活では一番お世話になっている施設でありますし、故障して受入れが止まったら非常に困る施設でもあります。その研修でごみの分別や搬入などの方法が結城市、筑西市、桜川市と各市がそれぞれ違うことが分かりました。ごみの減量化やリサイクル等はそれぞれの市で努力はされているとは思いますが、ほかの市の状況も知り、優れた点は取り入れていけるように結城市にも働きかけていければと質問することにしました。各議員の方々にも参考になれば幸いと思っております。

最初は、可燃ごみについて伺っていきます。結城市、筑西市、桜川市の可燃ごみの現状について伺います。各市の令和4年度の人口と可燃ごみの総量についてご答弁下さい。よろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君の質問に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） では、平議員さんの質問について答弁させていただきます。

まず、各市の令和4年度の人口と可燃ごみについてとなります。まず、排出量ですが、3市一般家庭からの排出量の合計は4,021万3,040キログラムとなっております。内訳としましては、結城市、令和4年10月1日現在の人口が4万9,768人、可燃ごみについては1,091万1,610キログラム、筑西市、人口9万9,102人、可燃ごみが2,169万6,850キロ、桜川市が人口3万7,653人、可燃ごみについては760万4,580キロとなっております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君。

○8番（平 陽子君） それでは、今の答弁の中で筑西市は人口が結城市の約2倍なので、それぞれ合計数の可燃ごみは排出量が多いということが分かりました。

それでは、次の質問です。各市の令和4年度の1人当たりの年間ごみの排出量と、可燃ごみには生ごみ、いわゆる水分の量が多いと言われておりますので、割合が分かればその点もお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

各市の令和4年度の1人当たりのごみの年間排出量については、先ほどの可燃ごみの排出量から人口割り返しになりまして、結城市1人当たり219.25キログラム、増減ですと、前年度比2%ほど減っております。筑西市は1人当たり218.93キログラム、前年度比0.89%の減です。桜川市が1人当たり201.96キログラム、前年度比4.10%の減となっております。

また、先ほどおっしゃられましたごみの水分量についてですが、参考という数字になってしまうのですが、一般にごみに含まれる水分量というのは、いわゆる都市部、都市ごみと言われるものについては60%となっております。しかしながら、筑西広域においてはごみの水分量は平均37.3%となっており、水分量は少ない状況となっております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君。

○8番（平 陽子君） 1人当たりのごみの量は、結城市が219.25キログラム、筑西市が218.93キログラム、大差はありませんが、桜川市の201.96キログラムというのは、2市と比べますとかなり開きがあるように思えます。水分量は、答弁にもありましたように、都市のごみよりは3市は少ない、これは生ごみを出す世帯が都市より少ないからではないかなと私は思っております。私が住む地域は農

村地域なので、生ごみは自宅で処理できるので、ほとんど私たちの地域で生ごみは出していない状況です。私もコンポストを利用しているので、生ごみはこれまで出したことは一度もありません。約6割から4割が水分なので、ごみ減量には各家庭の生ごみを出している方の啓発が本当に重要な鍵になるのではないかと考えております。

では、次の質問です。令和2年度から4年度における可燃ごみ搬入量の推移についてご答弁お願いいたします。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

令和2年度、コロナウイルスの影響により、構成市からの可燃ごみ搬入量が増加いたしました。3年度、4年度と3市ともごみ搬入量が減少しております。増減率、各市になります。結城市、令和2年度と4年度を比較すると5.2%の減、筑西市においては7.1%の減、桜川市は10.0%の減となっております。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君。

○8番（平 陽子君） それぞれ各市とも減少はしていますが、結城市は桜川市と比べて約半分の減少率で、何が原因かというのはこれから検証する必要があるのかなと思われま。ただ、先ほど管理者のお話の中で、今年度は従来より少し増えているというようなお話もありましたので、そのあたりはちょっと、おうちにいらっしゃる方が多いので増えているというので、ますます減量はちゃんとやっけていかなくてはいけない問題ではないかなと思います。

それでは、分別方法について伺います。冒頭でも言いましたが、ごみの分別や搬入などの方法が結城市、筑西市、桜川市では各市がそれぞれ違っております。可燃ごみの分別方法や、この方法でまた困った事例などもしありましたらご答弁お願いいたします。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

まず、分別方法につきましては、構成市で決めており、可燃ごみの種類については同じです。しかしながら、筑西市と桜川市では指定ごみ袋に収まる大きさとなっており、結城市では指定ごみ袋がないため、大きさに制限がなく、70リットル、100リットルで、透明または半透明なら可能という状況です。

また、先ほどの困った事例ですが、集積所に出される可燃ごみとしては、布団、規格外の長さの木の枝、ゴルフバッグ、3メートルほどの大きなしめ縄、充電式小型家電といったものが可燃ごみに混載されて集積所に出されている状況です。充電式の小型家電については、リチウム電池、これを使用しているため、収集車の火災や環境センターのピット火災、これは先週またお昼過ぎに発生し、30分ほどで鎮火はしましたものの、鎮火するまでは搬入がストップしている状況でしたので、分別の徹底をお願いしているところです。

参考までに、指定ごみ袋の状況について改めて説明します。結城市については指定ごみ袋なし、筑西市は、可燃ごみ袋、白色の半透明、容量は20リットル、30リットル、45リットルの3種類、桜川市は、可燃ごみ袋、黄色の半透明、30リットルと45リットルになっております。桜川市の半透明の黄色というのは、どうもカラス等のごみを荒らす動物対策で黄色を採用しているとお伺いしております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君。

○8番（平 陽子君） 火災の原因がリチウムが燃えるごみの中に搬入されているということは本当に非常に問題かなと私も思っています。結城市では有害ごみということで電池なんかは別に出すのがあるのですが、そういうのもリチウム関係の電池を収集できるような、そういうシステムなんかも採用できるといいかなとこの話を聞きながら思っておりました。

分別方法には、出す人がきちんと守れば困った事例はなくなるとは思いますが、これも市民への啓発が非常に重要なことになるのかなと思っております。守るように啓発を進めるのは行政ですが、行政への各議員からの働きかけもやはり重要なことだと思しますので、これを機会にぜひ各議員にもお願いしたいと思っております。

あとごみ袋の件ですが、結城市はもともと指定がないということは聞いておりました。ただ、大きさが100リットルまで入るといのはちょっとあまり、普通は45リットルぐらいで収めるというのは通常なのですが、これだけ大きいごみ袋を使うとかなり大きいものも入ってしまうので、そうすると燃えるごみに入れてはいけないものも入ったりとかする可能性もあるのかなということで、なかなか指定ごみといのはすぐにいろんなことがあって導入はできないかもしれませんが、前段階として、せめて入れる袋を小さくするぐらいは早めにはできるのではないかなと、これを聞きながら思っておりました。

それでは、今度は資源ごみについて伺っていきます。令和2年度から4年度の資源ごみの推移について伺います。可燃ごみは令和3年、4年と減少傾向との答弁でしたが、資源ごみの推移についてはご答弁をお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） まず、総論からで、資源ごみのリサイクル状況についてです。これは、ペットボトルについては構成3市とも年々増加しており、逆に瓶類、乾電池、蛍光管については減少しております。

令和2年度と4年度を比較した増減率についてです。まず、ペットボトル、結城市は7.94%の増、筑西市4.79%の増、桜川市9.70%の増、次に瓶類、これについては結城市が7.7%の減、筑西市は3.65%の減、桜川市においては、瓶類の搬入はそもそもございません。乾電池については、結城市が11.79%の減、筑西市6.20%の減、桜川市17.93%の減となっております。また、蛍光管、これについては、結城市22.82%の減です。筑西市、桜川市については、現在蛍光管の環境センターへの搬入は資源ごみと

してはございません。

以上です。

○議長（稲川新二君） 平 陽子君。

○8番（平 陽子君） ペットボトルは増加中ですが、それ以外のは多少減少はしてきているというご答弁でした。

それでは、資源ごみの分別方法もかなり違っていると思いますので、その辺りのご答弁もお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） では、分別方法についての答弁です。

リサイクルの分別方法につきましては、構成市で決められておりまして、まずペットボトル、乾電池につきましては、3市同じ回収方法です。瓶類については、回収方法は同じですが、結城市が全量、筑西市が約40%、これが環境センターに搬入されております。つまり筑西市の残りの60%、桜川市の全量については、各市において有価物として売却し、地域にその売却金を還元している状況です。蛍光管については、結城市は有害ごみとしてリサイクル回収しておりますが、桜川市、筑西市においては不燃ごみで処理しております。蛍光管については、平成29年に水銀の資源化適正処理を徹底するため、水銀使用製品廃棄物に指定されております。また、水銀による環境汚染の防止に関する法律第17条には、市町村の責務として、その区域で排出された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められております。

そして、この件の補足ですが、桜川市では令和6年度から蛍光管のリサイクル回収を予定しておりまして、筑西市においてもそういったリサイクル回収を現在検討中と伺っております。

次に、白トレイ、プラ容器、これについては、結城はリサイクル回収しておりますが、筑西市、桜川市では市で回収を行っていないため、スーパーなどでのリサイクルステーションを進めていると伺っております。ですので、桜川、筑西ですと、リサイクルステーションで回収されたものは資源となりますが、それ以外の白トレイ、プラ容器は可燃ごみとして焼却処分していると、そういった状況です。

なお、当環境センターにおいては、基幹的設備改良工事終了後、現在の外部搬出用のごみのストックヤード、こちらがございまして、この部分を構成市で白トレイやプラ容器にも回収について足並みがそろっていただければ、その場所に受け入れることも検討している状況です。

続きまして、段ボール、新聞、雑誌、衣類については、市でリサイクル回収を行っておりますので、そのリサイクルから外れたものについて環境センターに持ち込まれた場合には焼却処分となっております。

そして、最後になりますが、減量の話となりますが、可燃ごみ、資源ごみのいずれにいたしましても、環境センターにおいてはごみの処理能力には限界がございます。ですので、減量化を進める、た

だ単に減らすのではなく、いわゆる3R、リユース、再使用、それとリデュース、そもそもの減量、そしてリサイクル、これらの取組を圏域住民の皆様にご理解いただく必要があるかと考えてございます。

答弁は以上です。

○議長（稲川新二君） 15番、秋山恵一君出席いたしました。

平 陽子君。

○8番（平 陽子君） ありがとうございます。質問はもうないのですが、これについてちょっと述べさせていただきたいと思います。

資源ごみの分別方法には、今お聞きしたように、かなり各市で違うことが分かりました。これまでの答弁からも、分別が進めば可燃ごみ、不燃ごみの減量化ができる可能性は大いにあるということも分かりました。先ほど言いました3R、リユース、再利用、リデュース、減量化、リサイクル、再利用の取組が重要だというふうにおっしゃっていました。リサイクルというのは皆さんやっぱりなじみがあってお分かりになると思うのですけれども、3Rですか、その推進はあくまでも個人とか市民の意識の改革が非常に大事なことではないかなと思っております。

それで、一番Rで大事なものはごみを出さないリデュースだと思うのです。これは減量化につながると思います。これはやはり、リデュース、ごみを出さない、ごみを出さないということは減らす、少なくするという意味で、ごみを出さない、極力出さないことを示します。ごみになるものを家庭に持ち込まないとか、ふだんの暮らしの中でちょっとした心がけがリデュースにつながる。買物はマイバッグ、今大分マイバッグが進んできておりますけれども、そのようないろんなことができますが、これはやはり個人のやり方の問題もあるので啓発が非常に大事かなと思っております。

あとリデュースですね。繰り返し使う、これはごみにする前にいろんな使い道を、使うというようなことですが、これもやはり、修理して使うとか、必要とする人に譲るとか、今かなり若い人は譲ったり何かするというのは非常に盛んなこともありますので、これも啓発については大丈夫かなと思っております。

それで、最後なのですけれども、私の今回の一般質問では各市のごみの減量化の推進ということで、今ご答弁いただいた中にもいろいろありますが、各議員への参考になることを期待いたしまして、ちょっと早いのですが、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲川新二君） 以上で一般質問を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第3、議案第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） では、お手元の資料、議案第1号をご覧ください。

令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）。

令和5年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,496万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和6年2月21日提出です。

今回お願いする補正予算は、大きく分け5点ほどございます。まず1点目は、事務局3市派遣職員分3名の人件費の増額、2点目、3点目は関連しており、清掃費、ごみ処理施設基幹的設備改良事業で、インフレスライド条項適用に伴い、令和5年度から7年度までの年割額変更及び令和5年度歳入歳出予算の減額。4点目が、消防車両購入事業において、支援車Ⅲ型納入遅延に伴い繰越明許を行うもの、5点目が、次年度債務負担行為の追加をお願いするものとなります。

4ページをご覧ください。第2表、継続費の増額補正及び年割額の変更でございます。款4衛生費、項2清掃費、ごみ処理施設基幹的設備改良事業で、令和3年度から令和7年度までの5か年事業で継続費により実施しておりますが、先般請負業者クボタ環境エンジニアリングにより、令和5年10月31日を基準日とした賃金水準及び物価高騰等によるいわゆるインフレスライド条項適用の申入れがあり、それに伴い令和5年度から7年度までの金額に変更がございましたので、補正をお願いするものとなります。補正前の額、80億470万2,000円、補正後、81億9,586万8,000円、1億9,116万6,000円、率ですと2.39%の増となります。各年度の内訳については記載のとおりとなります。

次に、5ページお願いします。繰越明許費です。款5消防費、項1消防費、事業名、消防車両購入事業で、請負業者、東京都港区、帝商株式会社からの支援車Ⅲ型納入遅延に伴い繰越明許をお願いするものであります。

次に、6、7ページをお開き下さい。債務負担行為の追加です。7ページの一番下の行で番号22、令和6から7年度、この2か年事業の一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託のほかは、令和6年度委託等の業務のうち、事前に契約等の事務処理を行う必要があります35本の業務について債務負担行

為の設定をお願いするものとなります。

まず、番号①の職員給与計算システム使用料から番号③の財務会計システム使用料までが事務局の案件で、期間が令和6年度、3本の合計限度額は586万4,000円となります。

次に、番号④の施設運營業務委託、番号⑤のサウナマット等借上につきましては、筑西遊湯館の案件です。期間は令和6年度、合計額は7,288万9,000円となります。

次に、番号⑥、し尿処理施設運転維持管理モニタリング調査業務委託は、し尿処理施設の案件で、期間は令和6年度、限度額は413万5,000円となります。

番号⑦、ボイラ定期点検整備業務委託から7ページの一冊下の番号⑳、一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託まで16本がごみ処理施設の案件となります。期間は、令和6年度が15本、計画策定は6から7年度までの2か年となっております。

全体で16本の限度額合計は11億8,839万1,000円となります。

続きまして、ページを返していただき8ページをご覧ください。番号㉑から番号㉒の不燃ごみ外部搬出運搬処分業務委託まで7本が基幹的設備改良事業の案件で、期間は令和6年度、7本の限度額合計は2億8,378万3,000円となっております。

次に、番号㉓の指定管理者評価業務委託はきぬ聖苑の案件で、期間は令和6年度、限度額は49万5,000円となります。

続きまして、番号㉔から9ページの番号㉕、リネン借上料までの6件は消防の案件でして、期間は令和6年度、6本の合計限度額464万7,000円となります。

次に、10ページをお願いいたします。第5表、地方債の補正です。起債の目的、基幹的設備改良事業債、補正前の限度額1億8,970万円を320万円減額し、限度額を1億8,650万円に変更するものです。これは、ごみ処理施設基幹的設備改良事業で、インフレスライド条項適用に伴い令和5年度の工事費に減額が生じるため、地方債も併せて減額となるものです。

続きまして、13ページをご覧ください。事項別明細書となります。歳入です。款1項1分賦金、目1議会総務費分賦金1,939万8,000円の増額です。説明欄、総務費の増額となります。これは、構成3市からの派遣職員3名分の人件費の増額となります。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金356万5,000円、この減額は、説明欄にあります二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、ごみ処理施設基幹的設備改良工事費が令和5年度減額となることから、こちらも起債のほうと併せて減額となるものでございます。

次に、款6項1目1繰越金36万4,000円の減額は、こちらもごみ処理施設基幹的設備改良工事費の減額に伴いまして、本来であれば分賦金の減額で対応するところですが、継続費であること、また金額が少額であることもあり、繰越金の減額で対応とさせていただきたいものです。

次に、款8項1組合債、目2衛生費320万円の減額も同じく基幹的設備改良工事減額に伴う財源の減額です。

続きまして、14ページお願いします。3、歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,939万8,000円の増額は、説明欄の職員給与関係経費の増額で、歳入の分賦金でも説明しましたとおり、構成3市からの派遣職員3人分の人件費の増額をお願いするものです。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目4基幹的設備改良事業費712万9,000円の減額は、継続費でも説明させていただきましたインフレスライド条項適用により減額補正をお願いするものです。

以上で補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

4番、森 正雄君。

[4番 森 正雄君登壇]

○4番（森 正雄君） 森 正雄です。

第4表、追加で債務負担行為補正です。㉑です。火災ごみ運搬及び処分業務委託、これにつきましては火災ごみの受入れということで、広域のほうには感謝しているところでございます。そういう中におきまして、この業務の内容について伺います。

それと、㉒、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託、6年度から7年度までということでありまして、けれども、これの計画期間、2点お伺いします。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） それでは、答弁いたします。

まず、火災ごみの搬入については、火災で発生した際のごみについて、その現場から環境センターの一番奥側のストックする場所にまずは搬入していただきまして、その後こういった経費で最終処分場に搬入するものになっています。内容としましては、令和4年度から搬入する大きさについても大きくして、なるべくその被災者の負担が少ないように配慮している業務でございます。

もう一点の一般廃棄物処理基本計画策定業務なのですが、これはこの後新年度予算のほうでも説明はいたしますが、5年に1度の見直しで、計画期間については令和20年度までが計画期間となっております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4番（森 正雄君） 分かりました。火災ごみについてでありますけれども、火災を起こして、なかなか人によっては、家屋によっては撤去しないでしばらくその状態になっているというような、そういった状況も見かけます。例えばです、半年ぐらいたって取り壊して、そして搬入という場合、これは火災ごみという扱いで搬入はしていただけるのか伺います。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の2回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

火災ごみの搬入については、結局構成市において火災ごみとしての減免申請をしていただいて、それが認められれば搬入は可能となりますので、各構成市のその環境対応の課の職員が減免申請を認めるかどうかというところなので、こちらとしてはちょっと扱いについて答弁できない状況です。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君。

○4番（森 正雄君） 搬入基準を策定してあるということをちょっと伺ったのですが。

それともう一点、②の一般廃棄物の基本計画策定業務委託の関係ですけれども、これ各3市とも廃棄物処理計画というのは策定されていると思いますね。その辺りの計画との整合というのですか、屋上屋というか、そういうふうな感じにはならないのかどうか、その辺。

○議長（稲川新二君） 森 正雄君の3回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） まず、処理計画についてですが、これはまずこの基本計画、国の指針によって、社会情勢の変化等も踏まえ、おおむね5年に1度まず見直すものとなっております。その計画に基づいて策定した循環型社会形成推進地域計画の目標年度が令和6年度となっておって、令和7年度までを期間としている基幹的設備改良事業、これに国庫補助金が活用されておりまして、これらの計画が交付の要件であるために今回計画が策定であるという一面と、当然その処理基本計画はその下の循環型社会形成とかにつながっていくので、その辺は把握した上での計画策定になっていきます。

それともう一点、先ほどの火災ごみの搬入については、計画は統一したものが、広域で入るもの、どういったものが受け入れられますよというものは出しているのですけれども、そもそもその半年たったのを減免とするか、要するに減免処理するかしないかというのはちょっとこっこの権限ではないので、環境のほうで例えばそれはもう火災ごみで搬入していいよと、減免申請を書いてもらえればこっちとしては受入れは可能な状況です。

以上です。

○議長（稲川新二君） 3回目。

○4番（森 正雄君） 分かりました。いずれにいたしましても、この火災ごみの搬入については、管理者本当に今まで筑西広域のほうでは搬入がなされていなかったというのが現状だったのです。それが4、5年前からか搬入ができるようになったのが、ありがたいと思っております。多分火災ごみとしての認定を受けたということであっても、何年かという規定あると思うのだけれども。例えば5年とか10年とか、10年を過ぎたら……

○議長（稲川新二君） 森議員、議案質疑については3回までとなっておりますので。

○4番（森 正雄君） 分かりました。これ最後です。

○議長（稲川新二君） 終わって下さい。

○4番（森 正雄君） すみませんでした。では、また後で。

○議長（稲川新二君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 令和5年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（稲川新二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第4、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について並びに議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部改正についての2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

市村消防長。

〔消防本部消防長 市村正明君登壇〕

○消防本部消防長（市村正明君） 消防長の市村です。どうぞよろしく申し上げます。

初めに、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

2ページをお開き下さい。桜川消防署の移転統合に伴い、桜川消防署の位置を桜川市畷田604番地1に改めるものでございます。

施行日につきましては、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日とします。

参考としまして、今後の予定ですが、5月末までに建築工事が完了、6月中に引っ越し、運用開始は7月中旬頃を見込んでおります。

以上でございます。

続きまして、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、当組合消防手数料条例についても同様の改正を行うほか、条文の言い回し等についても所要の改正を行うものでございます。

6ページの新旧対照表をご覧ください。こちらが改正前でございます。第2条は、手数料の種類と額を定めたものですが、第2条第2号中の「前号まで」との規定が第2条第1号のみを指しているにもかかわらず、複数の号を指しているとの誤解を与えてしまうおそれがあることから、「まで」の文言を削除しました。

また、第4条は、手数料の免除について定めたものですが、第2号中の括弧書きのうち、第4号及び第5号の規定は本来第3号及び第4号を指しているべきものであるため、「第4号」を「第3号」に、「第5号」を「第4号」に訂正をいたしました。

次に、最終ページの「参考」と表記された資料をご覧ください。こちらが手数料の額が改正となります浮き屋根式と浮き蓋つきの屋外タンク貯蔵所のイメージとなります。主にコンテナなどに設置されております。なお、筑西広域管内には該当する施設等はありません。

6ページに戻って下さい。中段にございます別表（第2条関係）をご覧ください。浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る審査の手数料について、（1）の危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のものは、「118万円」から「145万円」に引き上げられるほか、（2）から（8）までの全ての区分でおおむね21%から24%の範囲で引き上げられます。改正後の条文と手数料の額は3ページの新旧対照表のとおりでございます。

今回の改正理由としまして、検査員の人件費や物件費の増加に伴い見直しを図られたものです。

附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

議案第2号、第3号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲川新二君） 次に、日程第5、議案第4号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合予算書をご覧ください。表紙から4枚ほどおめくりいただきまして、1ページをお開き願います。

議案第4号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算。

令和6年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億9,587万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月21日提出です。

では、2枚ほど戻っていただきまして、一番上の予算総括表をご覧ください。令和6年度予算総括表

です。本年度予算額90億9,587万5,000円、前年度予算額73億933万8,000円、前年度と比較いたしますと17億8,653万7,000円、24.4%の増となっております。増額の要因としては、ごみ処理施設の基幹的設備改良事業の工事費増が主なものとなっております。

次に、その下、分賦金負担割合は前年度同様です。

次のページをご覧ください。令和6年度分賦金一覧表となります。表の下から4行目の太線枠内、組合合計、上段と下段で対比できるようになっておりまして、結城市は14億3,118万9,000円、率で1.9%の増、内訳は、区分1の議会総務費予算額8,289万1,000円、前年度比198万円で、率ですと2.4%の増。区分2、公園費、予算額409万1,000円、前年度比105万6,000円、率で34.8%の増。区分3、衛生費5億8,296万1,000円、前年度比246万7,000円、率で0.4%の増。区分4、消防費7億6,124万6,000円、前年度比2,145万7,000円、率で2.9%の増となっております。

次に、筑西市は29億8,557万6,000円で、率で1.3%の増、内訳は、区分1、議会総務費1億6,008万5,000円、前年度比391万6,000円、率で2.5%の増。区分2の公園費が790万円、前年度比204万3,000円、率で34.9%の増。区分3、衛生費12億3,138万9,000円、前年度比612万9,000円で、率ですと0.5%の増。区分4の消防費15億8,620万2,000円、前年度比2,623万円、率で1.7%の増となります。

次に、桜川市ですが、11億7,369万1,000円、率で0.4%の増となっております。内訳は、区分1の議会総務費が6,313万3,000円、前年度比70万4,000円、率で1.1%の増。区分2、公園費311万5,000円、前年度比77万4,000円、率で33.1%の増。区分3の衛生費が3億7,893万1,000円、前年度比358万9,000円、率で0.9%の減。区分4、消防費7億2,851万2,000円、前年度比676万5,000円、率で0.9%の増となっております。

率で結城市が高い要因としましては、消防費の分賦金負担割合で世帯割が40%、職員配置割が30%、基準財政需要額割が30%となっておりますが、職員配置割で結城の職員が51名から54名に3名増となったことや、消防費を除く各費目の人件費、公債費、議会総務費、公園費、火葬場費は均等割5%、人口割95%であること、またその他として、し尿の負担割合で人件費以外の処理経費は搬入割が100%のため、4年度決算で結城市のし尿搬入量が前年度より増加したため、それに併せて負担増となっております。

では、ここからは令和6年度予算の歳入歳出予算の主要な部分を抜粋し、事業の目的や事業概要について記載した概要書を作成いたしましたので、予算書と併せて説明させていただきたいと存じます。

それでは、概要書のほう、カラー刷りのほうなのですが、カラー刷りの概要書をご覧ください。概要書表紙から2枚めくっていただきまして、1ページをお開き下さい。歳入です。予算書ですと7ページから10ページとなります。まず、左側の表をご覧ください。科目1の分賦金ですが、当初予算額55億9,045万6,000円で、5年度予算に対し6,993万2,000円の増となっております。増減の内容は、この後の令和6年度分賦金一覧のほうで改めて説明させていただきます。

次に、科目2の使用料及び手数料ですが、当初予算額4億98万3,000円で、5年度予算に対し391万

2,000円の増額です。右隣上の表に主な使用料及び手数料を記載させていただきました。内訳としては、使用料については1,042万5,000円の増額、手数料は逆に651万3,000円の減額で、差引きとしましては、391万2,000円の増額となりました。

主な内訳としては、筑西遊湯館使用料、前年度比877万2,000円、公園使用料、前年度比26万3,000円、衛生使用料、前年度比139万円がおのおの増額となりました。

手数料の減額については、表中の事業系ごみ処分手数料、前年度比632万円の減額が主なものとなっております。これは、先ほどの一般質問の答弁でも申しましたとおり、ごみの減量化が進んでいるため減ったのかなと考えております。

次に、科目3の国庫補助金、前年度予算比7億8,892万3,000円の増は、ごみ処理施設基幹的設備改良工事増額に伴う補助金の増となっております。

次に、科目4、県支出金は、県西総合公園の指定管理委託料です。これは前年度と同額です。

次に、科目5、財産収入は、環境センターの土地貸付収入で、これも前年度同額となっております。

次に、科目6、繰越金は、前年度比1億2,024万8,000円の増額、これは基幹的設備改良事業に伴うごみの外部搬出事業で、環境センターへのごみの搬入量、これが当初計画を大幅に下回ったことや、消防の給与関係経費で早期退職者が発生したことにより、令和5年度の執行見込額が減額となりました。このため相対的に繰越金については増額ということになったものです。

次に、科目7、諸収入、前年度比412万2,000円の増額です。これは、右側下段の表に記載の環境センターごみ処理施設の鉄屑等売却代及びメタル売却代、これが増額とはなりますが、ごみ処理施設の売電料、こちらが減額となり、差引きとしては412万2,000円の増額となりました。

次に、科目8、組合債ですが、当初予算額15億2,190万円、5年度に対し7億9,940万円の増額です。これ主な内容としては、衛生債でごみ処理施設基幹的設備改良事業費が令和6年度は大きく増額するため、起債額も併せて増額、前年度比ですと8億8,340万円ほどの増額となるものです。

続きまして、概要書2ページお願いします。左側の表、分賦金一覧お願いします。最初に、区分1、議会総務費、一番右のところに5年度との比較を掲載しています。これは660万円の増額です。これは、(2)の総務費7,840万4,000円の増と、(3)、筑西遊湯館7,152万2,000円の減が主なものです。総務費増額の主なものは、人件費、これは構成3市から事務局派遣職員3名分、これを予算計上させていただいたこと、それと事務局の執務室拡張工事及びその工事の施工監理となります。筑西遊湯館費の7,152万2,000円の減額は、筑西遊湯館の建設当時の建設債、これが令和5年度で完済となったことから、それらを減額したことによるものとなります。

次に、区分2、公園費は387万3,000円の増額、これは繰越金の減額に伴いまして分賦金のほうが増額となりました。

次に、区分3、衛生費500万7,000円の増額は、(2)、清掃費の①、し尿処理施設費が3,441万9,000円の増額、これは包括運転維持管理業務が増額となっております。②、ごみ処理施設4,665万2,000円の

増額は、起債償還開始によるものとなっております。また、③、基幹的設備改良事業費3,937万3,000円の減額は、5年度から繰越金が増えたことによるものが主な要因となります。

次に、(3)、火葬場費3,656万4,000円の減額は、きぬ聖苑で指定管理者制度導入により人件費が減額になったことが主な要因となっております。

次に、区分4、消防費5,445万2,000円の増額は、桜川消防署建設事業の増額が主なものとなっております。

以上で歳入についての説明を終わります。

〔「……聴取不能……」と言う人あり〕

○事務局長（早瀬道生君） はい。では、続きまして3ページお願いします。3ページからは歳出についての説明をさせていただきたいと存じます。

まず総務費です。予算書の12ページ、説明欄、企画財政課事務費、細節12委託料、組合総合計画策定支援業務765万6,000円、令和5年から7年度の継続で策定となるものです。これは、これからの組合運営指針となる計画の策定となります。

続きまして、4ページお願いします。予算書の12ページ、説明欄、契約管財課事務費、細節12委託料と予算書13ページ、細節14工事請負費と併せて事務局執務室拡張工事、これは新規ですが、3,267万円、現在の事務所が過密環境であることから、改善策としてテラス部分を改修し、執務室面積を広くする工事となります。

続きまして、5ページお願いします。予算書ですと15ページ、説明欄の中段辺り、病院群輪番制事業、これは継続でして、例年どおりの事業となります。二次救急病院による休日及び夜間における重症患者の受入れを実施しているもので、予算額は2,793万8,000円となります。

6ページです。予算書13ページの説明欄の中段から14ページ上段、筑西遊湯館管理運営費は、事業としては、黒丸のほうの空調機更新工事1,576万6,000円や、黒丸の2階プールロッカー室の全熱交換器の更新工事262万5,000円が挙げられます。

次に、7ページです。予算書14ページ、説明欄の下段から15ページの説明欄上段、土木費で、県西総合公園管理運営費では、事業概要の黒丸で設備保守管理委託で、テニスコートの人工芝整備、これが88万円、黒丸の3番目、役務費178万3,000円のうちで、屋外フリーWi-Fi環境整備44万円を計上させていただきました。

8ページお願いします。予算書15ページ、説明欄下段、清掃費のし尿処理関係経費ですが、包括運転管理業務で、令和8年度までの債務負担行為を設定しておるものです。予算額は1億6,610万円で、中段にあります委託料の内訳ですが、維持管理費で6年度は3,452万5,000円が増額となっております。これは、受入貯留設備の工事及び高負荷脱窒素処理設備の工事が増えたことによるものです。

次に、9ページお願いします。予算書16ページ、説明欄の上段、し尿処理施設精密機能検査業務497万2,000円を新規計上しております。これは3年に1回の検査業務でして、し尿処理施設の基幹的設備改

良工事後初めての検査となっております。

次に、10ページお願いします。17ページ、説明欄の中央辺り、毎年のごみ処理施設運転管理で4億9,866万3,000円を計上しています。6年度からはこの運転管理業務の中に工業薬品の調達管理業務を追加しております。

次に、11ページお願いします。予算書17ページ、説明欄の中央辺り、こちらも毎年の業務となりますが、リサイクルプラザの運転管理8,732万9,000円の計上です。これ予算書ですと8,916万6,000円とありますが、こちらは別途の解体業務、これも含めた額となっておりますことから金額に差異が生じてございます。

次に、12ページお願いします。予算書17ページの説明欄、細節14工事請負費5億3,502万7,000円のうち、灰溶融設備改修工事及び灰溶融炉電気設備改修工事2億5,394万6,000円、灰溶融炉設備改修工事は毎年実施しておりますが、電気設備の改修工事は新規でして、事業概要のほうの米印の④、電気設備、これの更新となります。

次に、13ページお願いします。先ほどと同じ予算書ですと17ページの説明欄、細節14工事請負費5億3,502万7,000円のうち、環境センター屋上改修工事で、これは建物の雨漏りにより5年度から8年度で防水工事を実施計画予定しております。予算額は委託料含め4,713万円です。施工場所は、左側の図にあるとおり、令和6年度は建物西側部分の屋上の防水工事となります。

次に、14ページお願いします。予算書18ページ、説明欄、細節12委託料のうち、一般廃棄物処理基本計画等策定業務、先ほどの補正予算でも説明させていただいた件ですが、令和6、7年の2か年の債務負担行為を設定するもので、6年度は1,070万3,000円を計上しております。これは、国の指針により、社会情勢等の変化も踏まえ、見直しの時期となっておりますことから策定するものとなります。

次に、15ページお願いします。予算書ですと18ページ、説明欄中段、ごみ処理施設基幹的設備改良事業費のうち、細節12委託料のうち設計施工監理業務と、細節14工事請負費合わせて20億7,937万円、令和3年度から7年度までの継続費による事業となっております。こちらは昨年7月の臨時議会でも進捗説明をさせていただきましたものでございまして、次年度も同時期での進捗説明を予定しております。

次に、16ページお願いします。予算書19ページ、説明欄中段、きぬ聖苑の管理運営費の12委託料、きぬ聖苑の指定管理業務委託、これは新規となります。これは、令和5年の7月臨時会で令和6年度から10年度までの債務負担を設定したもので、事業概要のとおり、火葬炉の運転管理等となり、6年度の予算額は9,000万円となっております。

次に、17ページをお願いします。予算書、先ほどと同じく19ページ、説明欄中段、きぬ聖苑管理運営の細節14工事請負費、きぬ聖苑設備更新工事です。予算額5,398万2,000円、毎年施設で計画的に行う工事でありまして、主なものとして、事業概要の1、老朽化した大型空調機の更新工事で、これはエアハンドリングユニット、これの更新工事が4,444万円となっております。

次からは広域消防の業務となります。18ページをお願いします。予算書20ページ、説明欄、消防運営事務費、細節12委託料の梯子車総合点検業務、これは新規です。平成29年に筑西消防署に配備した梯子車の点検業務となります。今回が初めての点検となります。予算額は4,270万4,000円です。今後の点検スケジュールについては、中段の表のとおりとなっております。

次に、19ページをお願いします。予算書20ページ、説明欄、細節12委託料、中段よりやや下のネットワーク強化支援業務、これ新規です。情報システム環境については、国が示す取組に対し未整備状況のため、3か年計画により広域ネットワーク網の構築に取り組むものです。6年度は基本計画の策定で579万6,000円の計上となっております。

次に、20ページをお願いします。予算書も20ページ、説明欄の細節12委託料の下のほう、応急手当普及啓発業務です。救命率向上のため、応急手当普及員及び指導員の計画的な養成と応急手当の普及啓発のため毎年実施する業務の負担金となります。計上額は100万円です。

次に、21ページをお願いします。予算書20ページ、説明欄、細節11役務費1,485万円のうち36万3,000円、細節13使用料及び委託料655万5,000円のうち110万6,000円、合計146万9,000円、L I V E 119システム導入費新規計上は、119番通報者と消防本部においてこれまでの音声情報、これに加えて映像情報による通報を可能にし、さらにはドローンやスマートフォンといったもので撮影する災害現場映像をリアルタイムで関係機関と共有することにより活動の質を高め、ひいては住民サービスの向上を目指すシステムの導入するための初期設定料及び利用料となります。

次に、22ページをお願いします。予算書21ページ、説明欄最上部の細節14工事請負費3,761万2,000円のうち2,115万3,000円、消防本部庁舎外壁、車庫、その他修繕工事です。これは、開庁より24年が経過し、経年劣化による腐食、防水塗装や外壁塗装面のひび割れ、また雨漏りが発生しておることから工事を行うものでして、施工箇所は庁舎の北側、東側の外壁及び車庫、その他を予定しております。

次に、23ページをお願いします。予算書21ページ、説明欄、細節14工事請負費3,761万2,000円のうち1,578万5,000円、電話交換設備改修工事、新規計上です。各施設の老朽化した電話設備を将来を見据えた広域全体の内線接続網構築及び機能拡張を図るため計画的に実施する工事です。令和6年度は消防本部と関城分署を予定しています。

次に、24ページをお願いします。予算書21ページ、説明欄、細節17備品購入費4,199万1,000円のうち1,538万7,000円、防火衣更新費は、貸与から10年を経過し老朽化している防火衣の安全性、これを現行ガイドラインに準拠した装備とするため、5年度から毎年計画的におよそ50着を購入し、9年度まで毎年更新していくというものです。

次に、25ページをお願いします。予算書21ページ、説明欄の細節18負担金補助及び交付金7,882万6,000円のうち6,676万7,000円、消防救急無線・指令センター運営費及び整備費、運営費は毎年負担するもので、整備費については新規計上となります。AVMモジュールの更新費用となっております。起債対象事業となっておりますことから、こちらについては防災対策事業債、これを活用する予定と

なります。

次に、26ページお願いします。予算書21ページ、説明欄、細節18負担金補助及び交付金7,882万6,000円のうち13万5,000円、筑西広域幼少年女性防火委員会助成費は、結城市、筑西市、桜川市における防火防災知識の普及啓発を図るための負担金となります。

次に、27ページお願いします。予算書21ページ、説明欄、細節18負担金補助及び交付金7,882万6,000円のうち99万8,000円、技能・資格取得費は、消防活動に必須である技能、資格を計画的に取得させるための負担金となります。資料の右には令和4年度の取得実績を記載しております。

次に、28ページお願いします。予算書21ページ、説明欄、細節18負担金補助及び交付金7,882万6,000円のうち629万9,000円、消防学校入校費も毎年発生する負担金で、総務省消防庁消防大学校、県立消防学校の各種専科教育等入校により職員の資質、知識及び技術の向上を図り、消防力の向上を目指すものです。

次に、29ページお願いします。予算書21ページ、説明欄、細節18負担金補助及び交付金7,882万6,000円のうち243万6,000円、救急救命士育成費も毎年発生する負担金で、高度化する救急活動に対応できる職員を増員し、質の高い救急サービスの提供を目指すもので、救急救命士の養成が東京研修所に1名、指導救命士の養成が九州研修所に1名入所する計画となっております。

次に、30ページお願いします。予算書21ページ、説明欄の中段、消防車両購入事業、細節17備品購入費4,837万9,000円は継続的な事業として、更新車両、これは筑西消防署明野分署の救急自動車、それと消防本部配備の連絡車、あとは桜川消防署の連絡車、これら3台を更新予定となっております。

では、最後に31ページお願いします。予算書21ページ、説明欄の下段から22ページ上段、桜川消防署庁舎建設事業は、令和4から6年度までの継続費による事業で、予算額6億1,359万9,000円です。備品購入費4,739万9,000円、指令装置移転2,973万3,000円、工事請負費5億2,833万円が主なものとなります。また、この後ろに最新の「工事かわら版」を添付してございますので、ご高覧いただければ幸いです。

以上で令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲川新二君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

5番、小倉ひと美君。

〔5番 小倉ひと美君登壇〕

○5番（小倉ひと美君） 5番、小倉ひと美でございます。議案第4号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について質疑をさせていただきます。

令和6年度予算概要書26ページ、筑西広域幼少年女性防火委員会助成金について伺います。まず、この事業の詳しいご説明をお願いいたします。

あとは質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君の1回目の質疑に答弁願います。

市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） それでは、小倉議員の質問にお答えいたします。

幼少年女性防火委員会の事業内容ですが、この委員会につきましては、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブで構成をされております。

幼年消防クラブにつきましては、幼稚園生を対象に花火教室などを開催して、火に対する正しい知識を身につけさせる活動をしております。

少年消防クラブにつきましては、消防体験学習といいまして、詳しく申し上げますと、消防車や救急車の見学、防火服の着装、放水訓練、消火器の使い方、そして消防本部に設置してあります地震体験装置などの訓練を通じまして消防の仕事を学び、家庭や学校等で防火防災意識を高める活動をしております。

最後に、女性防火クラブにつきましては、地域防災訓練の参加、防災研修、街頭による防火広報などを行い、火災予防の普及啓発活動を実施しております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） では、圏域住民へ向けた防災知識の普及啓発活動というのはどのようなものを行っているのか、伺いたいと思います。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君の2回目の質疑に答弁願います。

市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） お答えいたします。

広報活動につきましては、消防本部のホームページで消防の歴史や地震体験、救急処置コーナーなどを紹介して、防災学習希望者に対しましては申込み方法等を掲載をしております。しかしながら、広報紙の掲載はここ数年行っておりません。今年発生しました能登半島地震では甚大な被害と多くの負傷者が発生しております。今後消防本部ではこれを契機に地震体験装置をはじめ防災学習コーナーを充実させ、家族連れなど気軽に多くの方に体験していただき、防災に関心を持っていただけるよう、各市の広報紙やケーブルテレビなどに依頼をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 小倉ひと美君。

○5番（小倉ひと美君） 先日大阪の堺市総合防災センターを視察してまいりました。そこでやはり住民への周知活動の重要性を学んできたところですが、この防災センターの啓発の取組として、「あなたとあなたの大切な人を守るために」というのをコンセプトにして、映像による災害学習や、先ほどおっしゃいました地震体験、また煙の中や暗闇での避難体験、消火体験、先ほども消防署でできると

おっしゃっていた消火体験などもあり、様々な体験コースが用意されており、多くの市民や子供たちが常に来館し、災害に対する知識を高めているそうです。

そこで、私たちの地域でもこのような災害啓発できる施設がまさに消防署内にあるということで、先ほど消防長もおっしゃいましたが、地震体験装置、こういったものを広報紙などでさらに周知していただけるということで、多くの方にこういった消防署に体験装置があること、また一步踏み込んで構成3市と連携し、消防署内の施設をさらに皆さんにお知らせすることで、日頃から子供をはじめとした住民が気軽に訪れ、楽しく防災に関することを学べる場所となることや、また住民や子供たちを対象とした防災体験ツアーのようなものも企画していただくことで、より多くの住民、そして子供たちの災害に対する知識を高めていただき、いざというときに自分と大切な人の命を守れる行動が取れるよう日頃から備えてもらうことが非常に災害に対して重要だと思います。

答弁は結構ですので、今お話ししたような体験ツアーや日頃から消防署に皆さんが集えるようにお知らせ活動を充実していただき、災害に強いまちづくりをしていただけるようお願いをいたしまして、質疑を終わります。ご丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（稲川新二君） ほかにございますか。

3番、水柿美幸君。

〔3番 水柿美幸君登壇〕

○3番（水柿美幸君） 3番、水柿美幸でございます。議案第4号、予算について3点ほどお伺いしたいと思います。今回見やすい議案書を作っていただきましてありがとうございます。この概要書にのっとなって質問させていただきます。

まず、概要書の19ページ、ネットワーク強靱化支援業務についてですが、業務概要の②に事務処理効率化向上とありますが、事業計画にペーパーレス化やタブレット導入計画が含まれているのか、お伺いいたします。

次に、2点目、概要書の21ページ、L I V E 119システム導入費です。このL I V E 119システムを導入すると、通報者がスマホで撮影したり、災害現場をドローンで撮影した映像をリアルタイムに共有して活動の質を高めるとてもいいシステムだと思いますが、筑西広域で所有しているドローンは何台あるのか、お伺いします。

続きまして、3点目、先ほど小倉議員も質問されていましたが、概要書の26ページ、筑西広域幼年女性防災委員会助成金についてですが、消防本部にある地震体験装置にはどういう機能があるのかお伺いして、1回目の質問とします。

○議長（稲川新二君） 水柿美幸君の1回目の質疑に答弁願います。

早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 私のほうからは議員ご質問の19ページ、ネットワーク強靱化支援業務の質問について答弁させていただきます。

この業務についてなのですが、事業目的で国が示す取組に対し未整備というふうに書いてございますが、現在の筑西広域事務組合のインターネット環境の整備状況が全く閉鎖的な空間になっておらず、構成市では当たり前のようにつないでいる I B B N、そういったところに接続してなくて、家庭用のインターネット環境、これにちょっと毛の生えた程度のものでして、イメージとしますと、大体構成市のインターネット環境の15年から20年ほど昔の状況で、非常にシステムそのものが脆弱となっています。ですので、それをそういった国が示す基準に整備適合できるように、まずは3か年の計画を立て、その中でそういったスタートラインに立てるようなインターネット網の構築、市役所ですと当たり前のような L G W A N とかデスクネッツ、こういったものをまずは構築していきながら、事業スケジュールの下から3段目、職員教育とありますけれども、こういったインターネットセキュリティに対する研修等も行われていない状況ですので、まずはそういった研修とかの計画をつくり実施することで全体的な底上げを構成市並みにした上で、議員さんがおっしゃるそのペーパーレス化やタブレット導入といった D X については進むべき方向で考えてございますので、まず今回の計画はレベル全体を構成市に直すものでして、その次に見えてくるものは D X 化の推進、そういったところになりますので、時間としてはすぐにではなく、この計画の後こういった部分が反映されるのかなと考えております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） ドローンについての質問にお答えいたします。

消防本部に現在ドローンは2台保有しております。1台目のドローンにつきましては、赤外線カメラつきのドローンで、価格は61万円となります。こちらの赤外線カメラつきのドローンにつきましては、温度を可視化する機能がございまして、人の体温で色が変わることで行方不明者の捜索活動などに主に利用しております。もう一台は一般的なカメラつきのドローンで、価格は約20万円となります。ドローンにつきましては日進月歩開発が進んでおります。特に救助活動など72時間を経過すると救命率が下がると言われております。こうした中で新たなドローンについても今後費用対効果などを十分検証した上で購入等の検討を考えております。

もう一点につきまして、地震体験装置の機能についてご説明いたします。こちらの地震体験装置には住宅を想定した部屋に机、椅子、ガスコンロ、ストーブなどが設置されております。体験できる地震につきましては、関東大震災、十勝沖地震、日本海中部沖地震、阪神大震災などです。また、震度1から震度6まで任意に設定することも可能です。しかし、機械の性能上、横揺れだけで、縦揺れなど特殊な動きができないため、完全な再現とはなっておりません。また、平成11年に設置した装置ですので、最近の地震体験装置のような C G 画像を同調させたリアルな機能等はありません。今後メーカー側と相談しまして、東日本大震災や熊本地震などのプログラムが追加できるか検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲川新二君） 水柿美幸君。

○3番（水柿美幸君） ありがとうございました。それでは、概要書の19ページについては次の計画に入ってくるかなということで、L I V E 119のほうのドローンなのですが、2015年関東・東北豪雨で、当時常総市選出の県議であった今の常総市長の神達市長がSNSでたしかドローンの映像を映し出していただき、私も初めて見たのですが、非常に今までのヘリコプターからの高度の映像よりすごくリアル感があり、被害状況がリアルに伝わってきましたので、そのドローンを活用していただきたいなと思いますし、その中で夜間も飛べるといいなとかというコメントがあったとお聞きします。先ほど購入、いろんな高機能の、購入を検討されるということですので、ぜひ高機能の夜間も飛べるようなものとかもご検討いただけたらと思います。

最後に、26ページのほうの地震体験には、私も大阪の堺市に行ってみまして、そのときはまず最初に映像で地震が起きたときにどういう状況かということを読んで、その中で地震の怖さだったり、72時間というタイムリミットがあるのだということと、あとは自助共助がとても大事なのだということを読んだから体験学習に入るというプログラムでした。その一つに地震体験がありまして、広域にもあると思いますが、その中で地震、揺れながらまず耐震とか何かをしないときの状況が目の前に映像で映し出されながら自分が揺れていて、非常に家具が倒れたり窓ガラスが割れたりという映像が映し出されて、2回目に耐震強度をやった状態で窓ガラスはフィルム貼ってということで揺らされるとあまり変化がないということで、非常に自助力、自分の家でもできることは何なのかということを読んだから体験学習になっているなと思いましたので、装置はあるとは思いますが、その映像で自分で体験することで、そういうことの13万ぐらいしかまだ今予算かかっていませんので、何かそういうことも盛り込んでいただくと自助力強化になると思いますが、映像のほういかがでしょうか。

○議長（稲川新二君） 水柿美幸君の2回目の質疑に答弁願います。

市村消防長。

○消防本部消防長（市村正明君） お答えいたします。

モニターにつきましては、この地震メーカーにつきまして、この中に設置できるかどうかということに関してはメーカーと相談しなくてはならないのですけれども、モニターを外に出して地震体験コーナーの近くに置いて、関連するビデオを上映することは現在でも工夫してやればできると考えております。

以上です。

○議長（稲川新二君） 水柿美幸君。

○3番（水柿美幸君） ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上で質問終わりにします。

○議長（稲川新二君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第4号 令和6年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲川新二君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（稲川新二君） 次に、日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲川新二君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（稲川新二君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 零時11分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年2月21日

議 長 稲 川 新 二 ⑩

署 名 議 員 保 坂 直 樹 ⑩

署 名 議 員 堀 江 健 一 ⑩